

第3期 滋賀県国民健康保険運営方針 (案)

滋賀県健康医療福祉部医療保険課

1. はじめに

(1)国民健康保険運営方針について

①策定の目的

県が、市町とともに行う国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、県内の統一的な運営方針を定め、市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進

②策定の根拠

国民健康保険法第82条の2

③対象期間

- ・第1期 平成30年4月1日から令和 3年3月31日
- ・第2期 令和 3年4月1日から令和 6年3月31日
- ・第3期 令和 6年4月1日から令和12年3月31日

(2)第2期運営方針の構成

- ① はじめに
 - ・滋賀県が目指す国保:基本理念
「持続可能な国民健康保険の運営」
 - ・あるべき姿
「県民が健康な暮らしを送れる、いざという時に安心して医療を受けられる国保制度」
 - ・令和6年度以降のできるだけ早い時期の
保険料水準の統一を検討
- ② 県内国保の医療に要する費用
および 財政の見通し
 - ・決算補填等目的の法定外繰入の原則禁止
- ③ 保険料の標準的な算定方法
 - ・納付金算定に収納率を反映
 - ・激変緩和措置の実施
- ④ 保険料の徴収の適正な実施
 - ・収納対策の取組強化
- ⑤ 保険給付の適正な実施
 - ・県による保険給付の点検、事後調整
- ⑥ 保健事業の取組
 - ・県データヘルス計画を推進
- ⑦ 医療費の適正化の取組
 - ・重複受診・頻回受診、重複服薬等の受診の適正化の取組
- ⑧ 事務の広域的および効率的な運営の 推進
 - ・高額療養費の支給申請手続きの簡素化
 - ・補助金算定における市町事務等の負担軽減
- ⑨ 保健医療サービスおよび福祉サービス等に関する施策との連携
 - ・地域包括ケアシステムの構築・推進にかかる国保としての参画、他計画との整合性

(3) 第3期運営方針の作成に向けて(国ガイドライン抜粋)

【全 体】

- 平成 30 年度の国保改革については、現在に至るまで、おおむね順調に実施されている
- 令和6年度以降は、都道府県単位化の趣旨の更なる深化を図るための取組を進める。
- 具体的には、保険料水準の統一に向けた取組、医療費適正化、人生 100 年時代を見据えた予防・健康づくり事業の更なる推進などを図り、都道府県単位化の更なる深化を図るための取組を進めること。

【保険料水準の統一関係】 … 新たな記載事項

国保運営方針には、

- ① 統一に向けた基本的な考え方、
- ② 統一の定義に関する事項、
- ③ 統一の目標年度に関する事項、
- ④ 統一に向けた検討の組織体制やスケジュール

(4) 第3期 国民健康保険運営方針の理念

基本理念:持続可能な国民健康保険の運営

あるべき姿 県民が健康な暮らしを送れる、いざという時に安心して医療を受けられる国保制度

基本理念を実現するための3つの方向性



1 保険料負担と給付
の公平化



2 保健事業の推進と
医療費の適正化



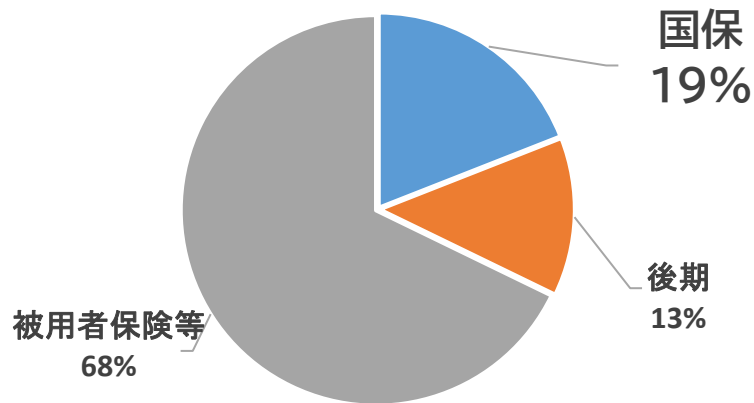
3 国保財政の
健全化

2. 本県の国民健康保険の現状

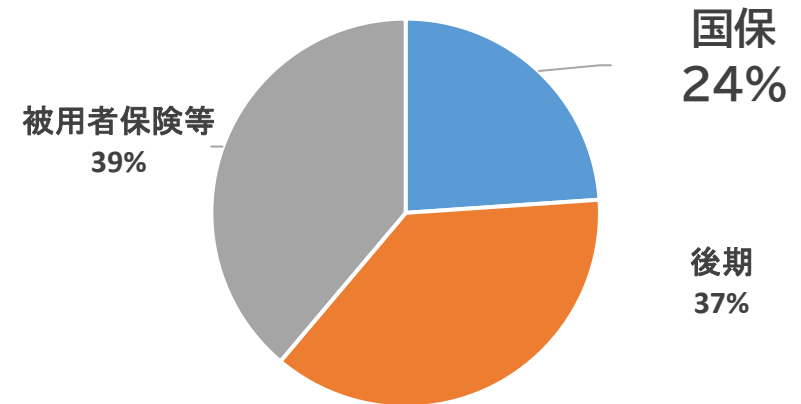
国民健康保険の現状について

【被保険者数、医療費の状況】

被保険者数



医療費



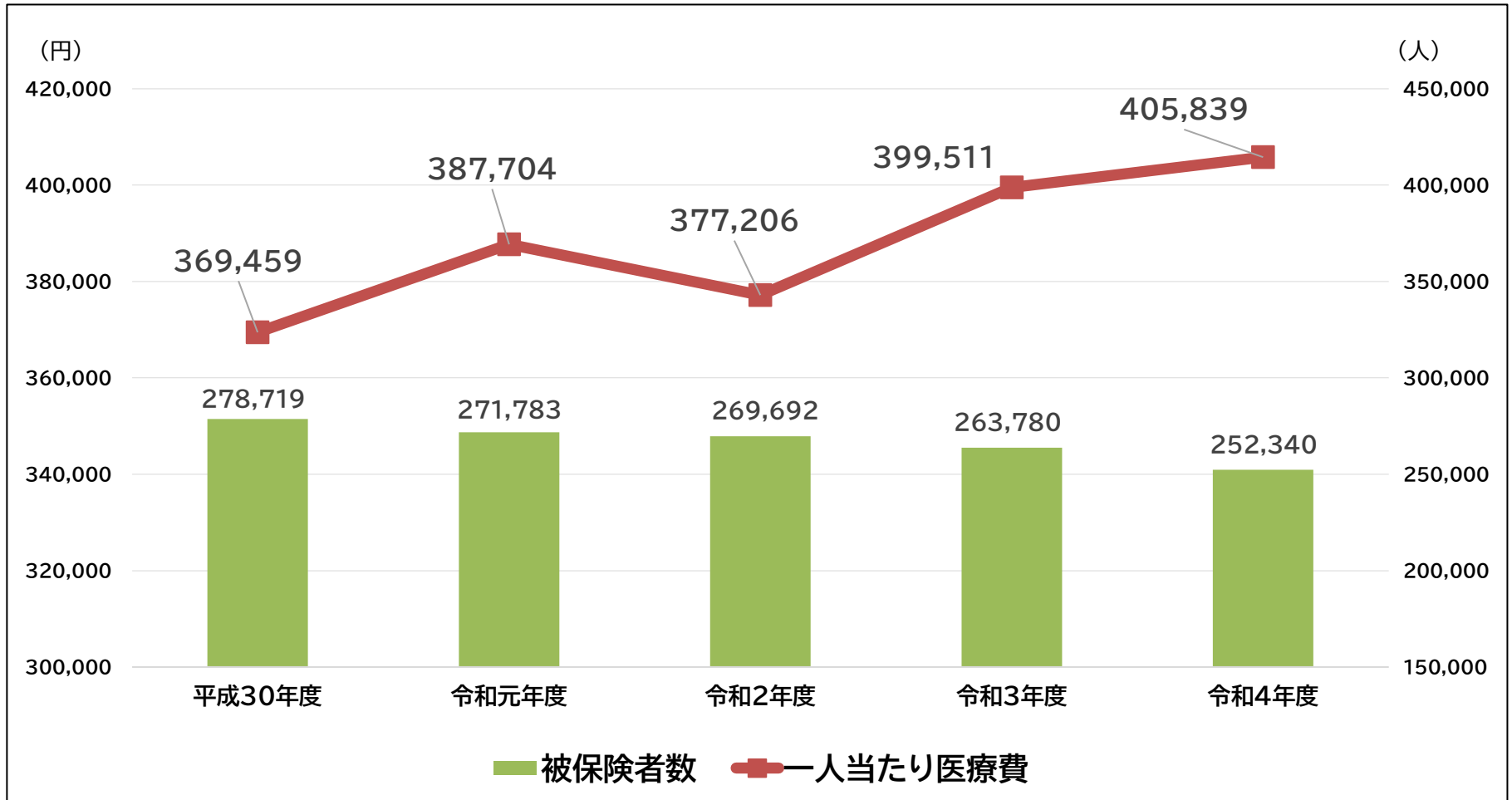
	被保険者数 (人)	全体に占める 割合
国保	268,679	19%
後期	185,542	13%
被用者保険等	956,779	68%
合計	1,411,000	100%

	医療費 (億円)	全体に占める 割合
国保	1,085	24%
後期	1,689	37%
被用者保険等	1,762	39%
合計	4,536	100%

(出典):厚生労働省:令和3年度(2021年度)医療費(電算処理分)の地域差分析資料

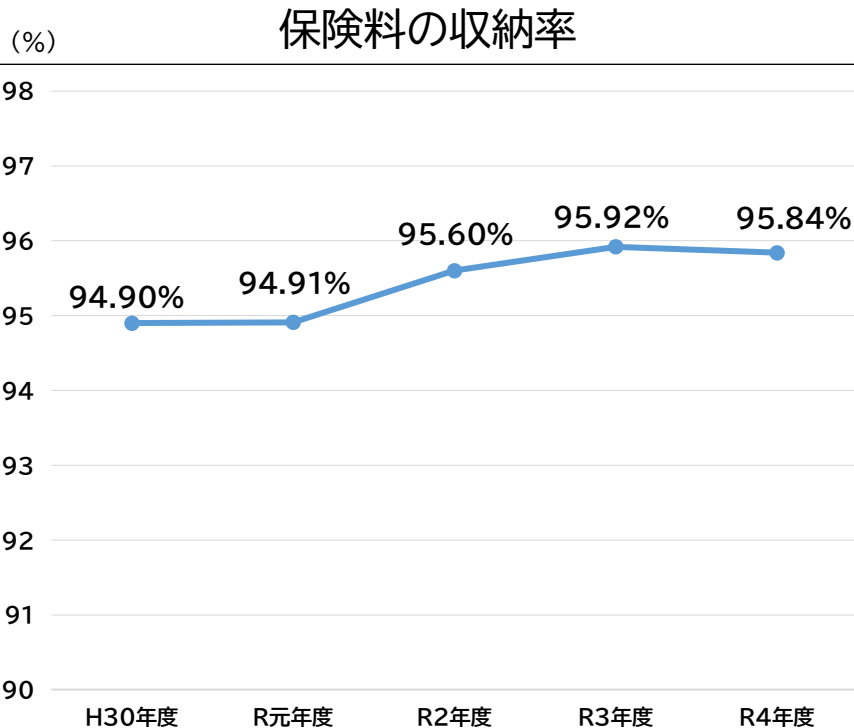
国民健康保険の現状について

被保険者数は減少傾向にあるが、一人当たり医療費は増加している。
(令和2年度除く)

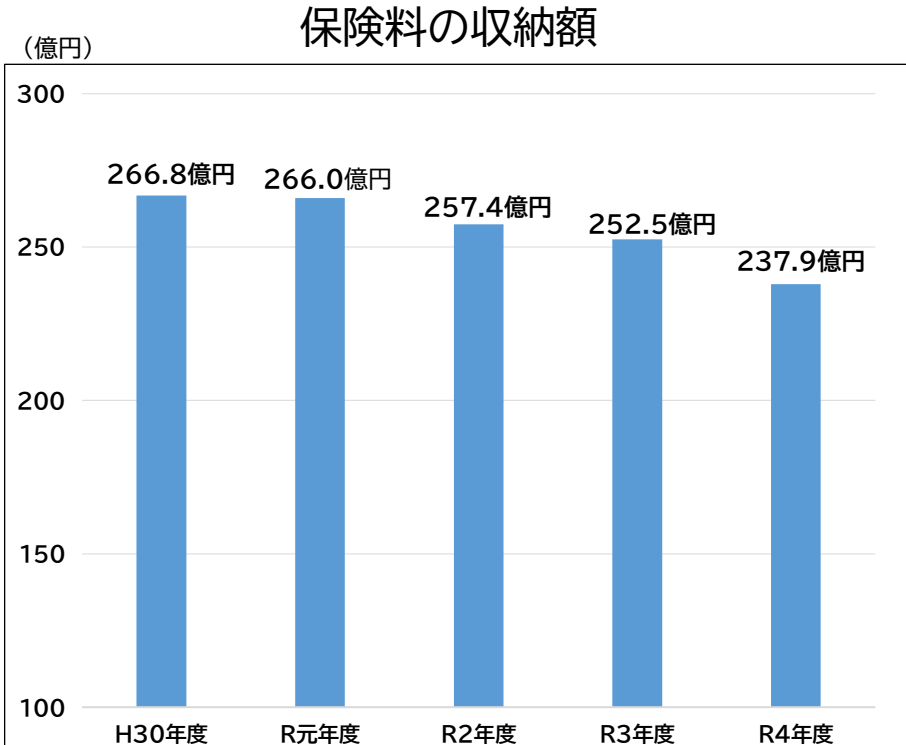


国民健康保険の現状について

- ・ 県内各市町の保険料の収納率は近年約96%となっている
- ・ 保険料の収納額は約240億円となっており、これは、国保特別会計の歳入(約1,200億円)の約1/5である



(出典):事業年報



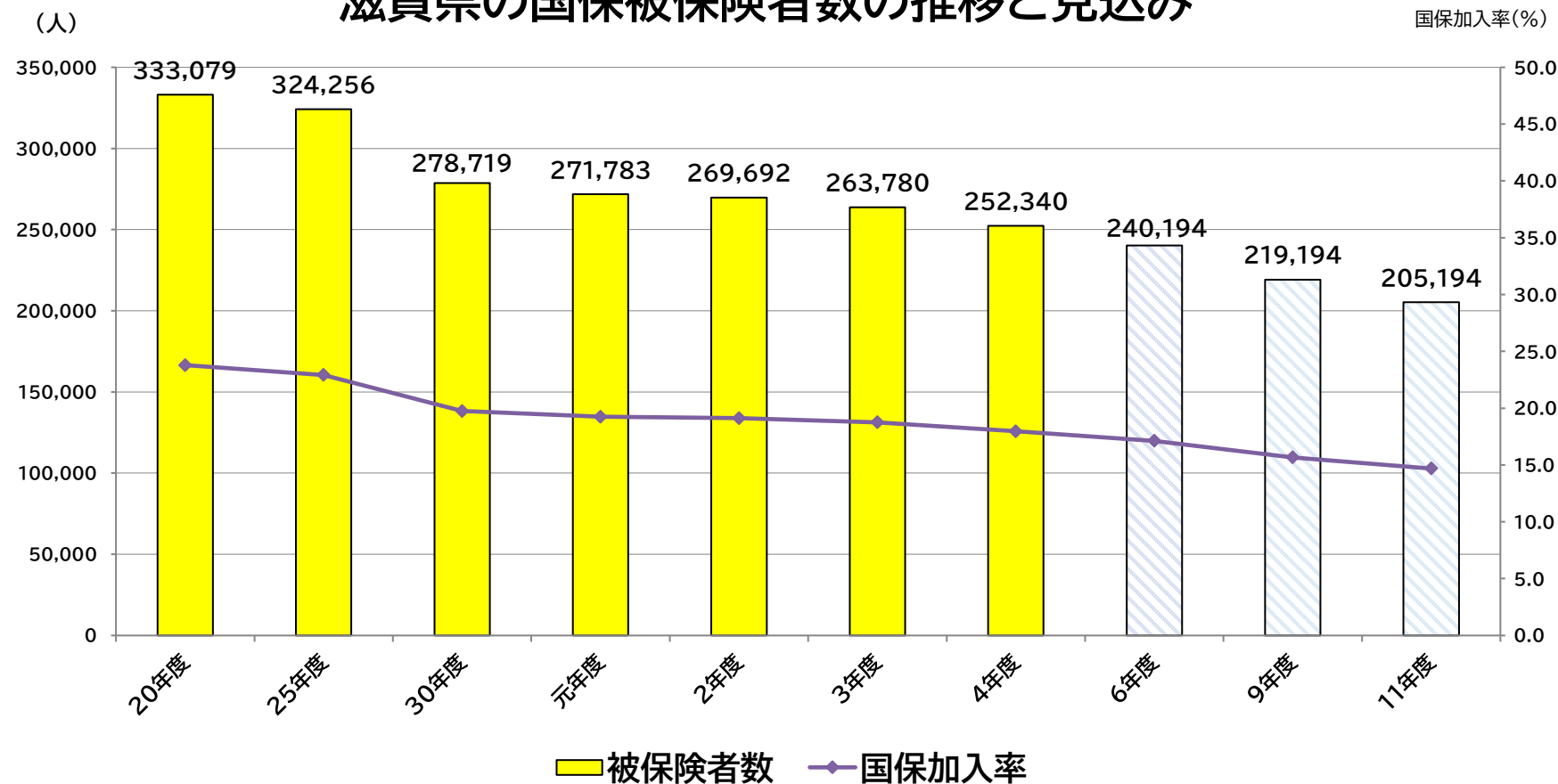
(出典):事業年報

3. 医療に要する費用および財政の見通し

医療費の動向と将来の見通し

被保険者の後期高齢者医療制度への移行等により、被保険者数の減少が見込まれる

滋賀県の国保被保険者数の推移と見込み

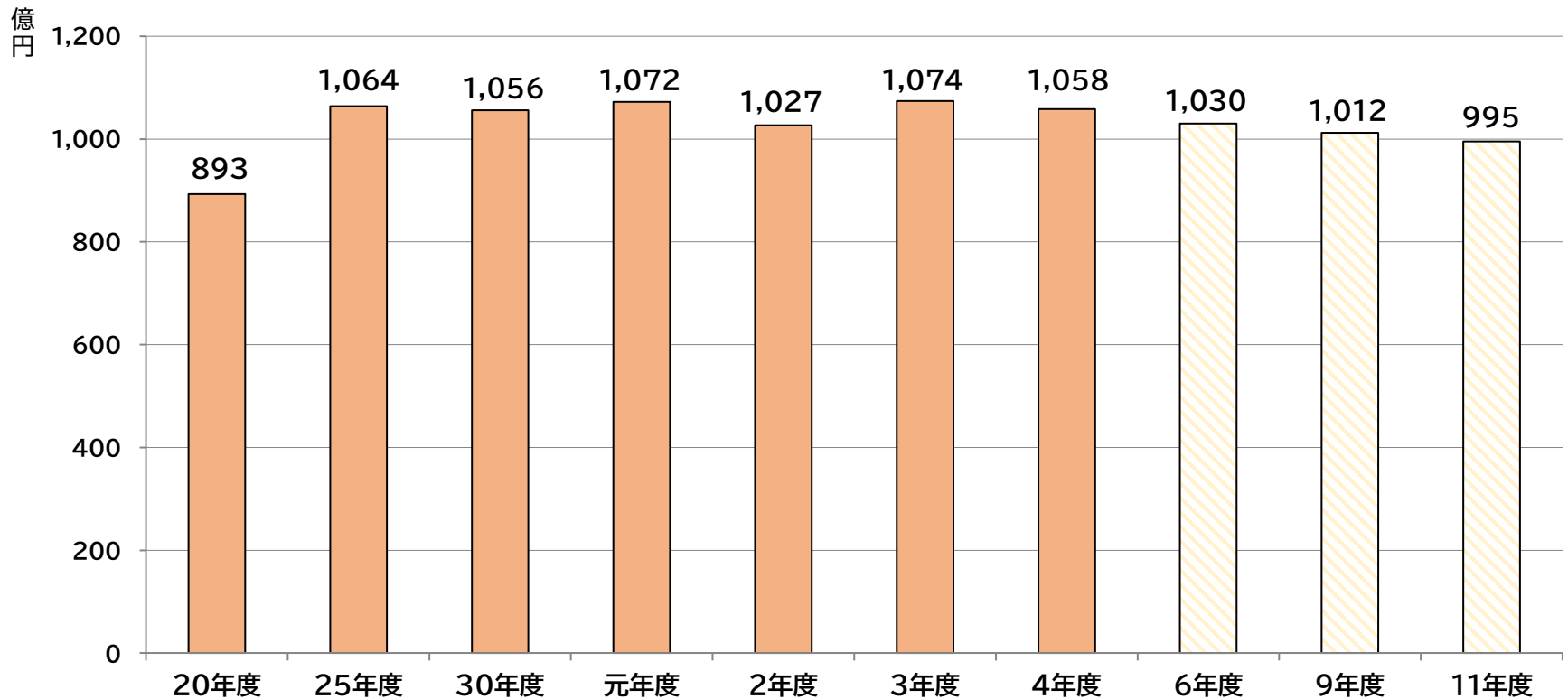


医療保険課推計

医療費の動向と将来の見通し

被保険者の減少に伴い、国保医療費(総額)は減少の見込み

滋賀県の国保医療費の推移と見込み



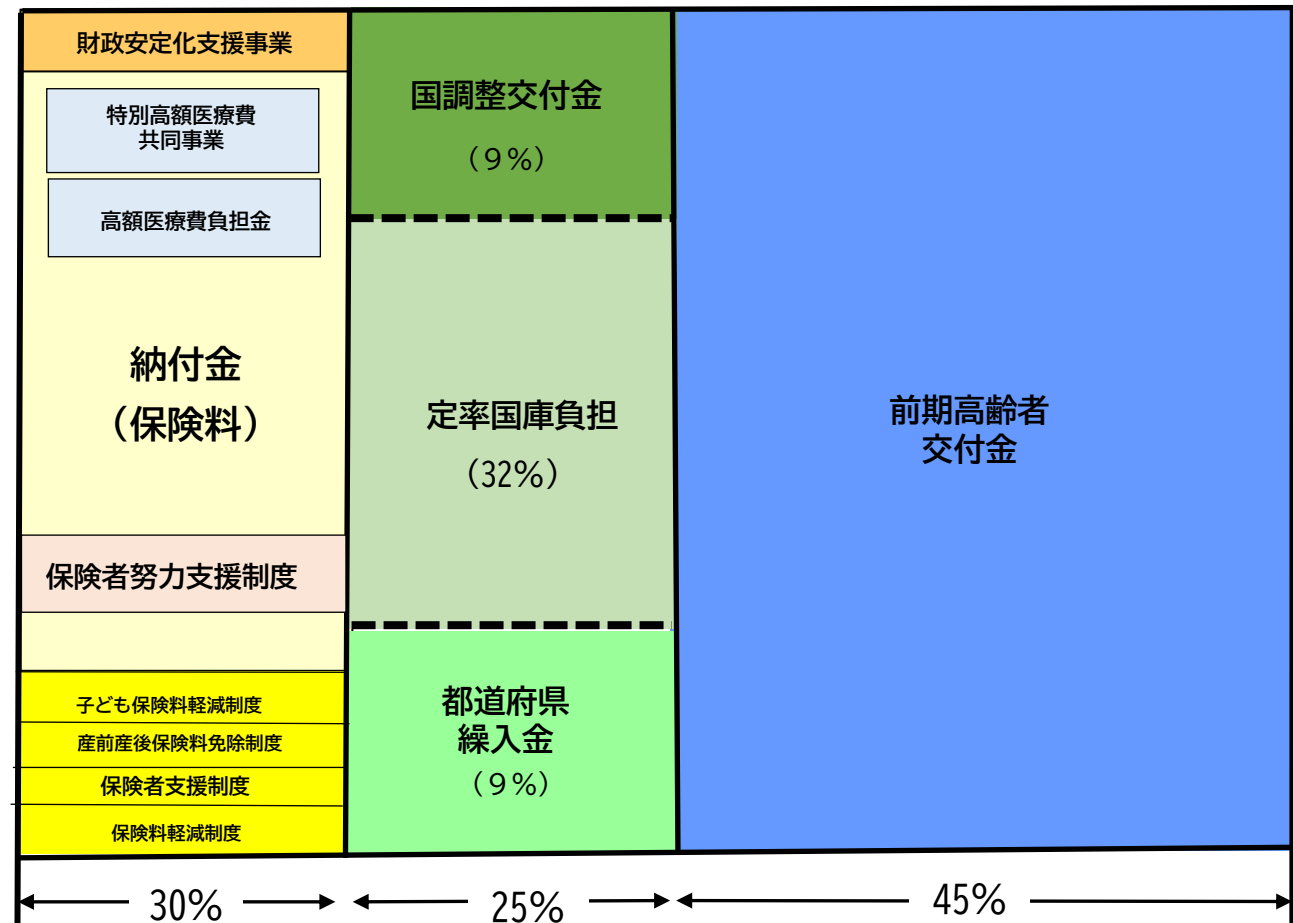
医療保険課推計

財政収支

規律ある国保財政の運営をしていくため、決算補填等目的の法定外一般会計繰入を原則行わない。

(決算補填等目的の法定外の一般会計繰入とは)
主に、保険料を引き下げるために一般会計から繰り入れること

【医療費の財源】



年度間の財政調整機能

財政安定化基金

4. 保険料水準の統一に関する事項

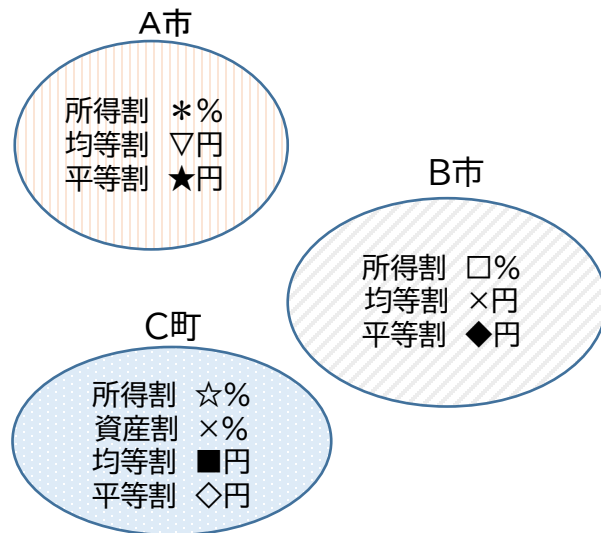
保険料水準の統一について

【統一の定義】

「県内のどこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料（税）」
（県内の各市町の保険料（税）率を統一すること）とします

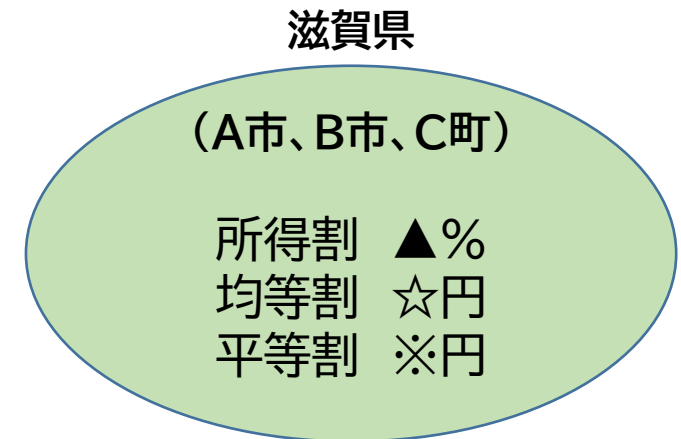
【現行】

市町が個別に保険料を設定



・市町の財政状況等により各市町の保険料は異なっている。

【保険料水準の統一】



・県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となる。

保険料水準の統一について

【保険料水準の統一に関する事項】

1 保険料水準の統一の時期について

原則 令和 9年度

(ただし、市町の個別事情を考慮し移行期間を令和11年度まで設ける)

2 標準保険料の平準化に係る対策

○財政安定化基金への計画的な積み立てを行う。

○前期高齢者交付金の一部留保(精算分の取り扱い)

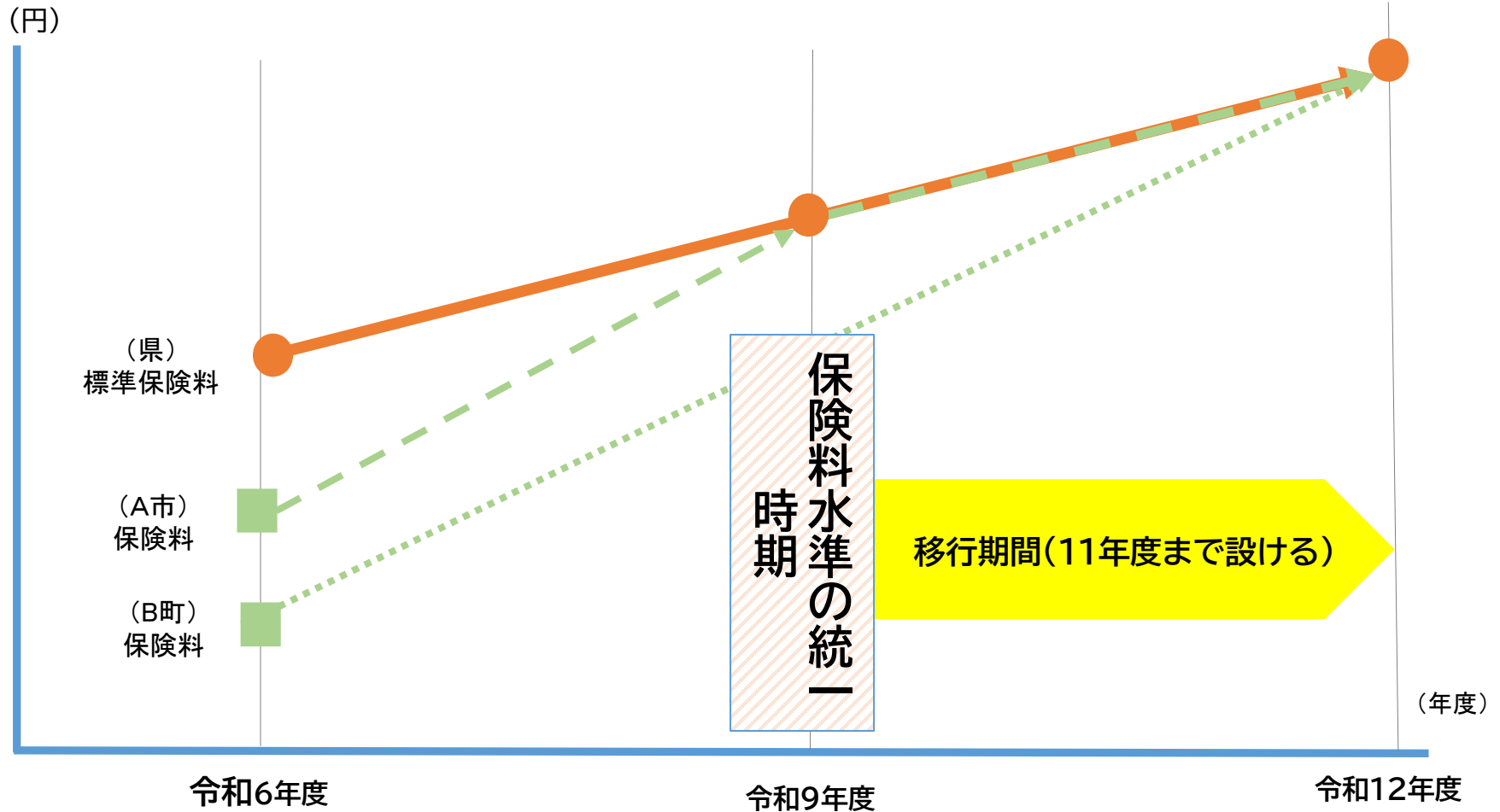
3 市町の国保財政安定化に係る対策

○納付金の精算制度を構築する。

○県2号繰入金(保健事業等)の拡充を図る。

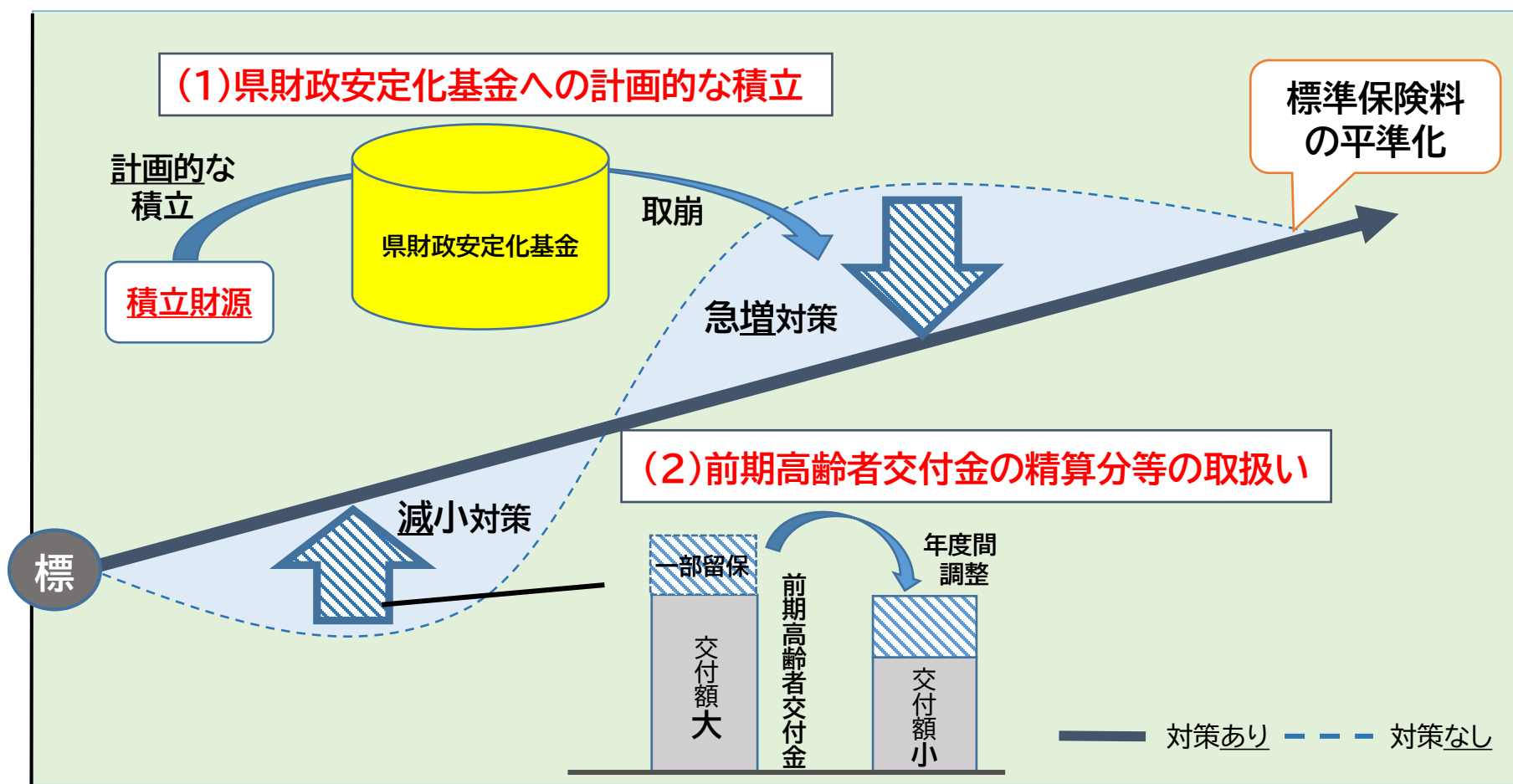
保険料水準の統一の時期について

保険料水準の統一の時期について



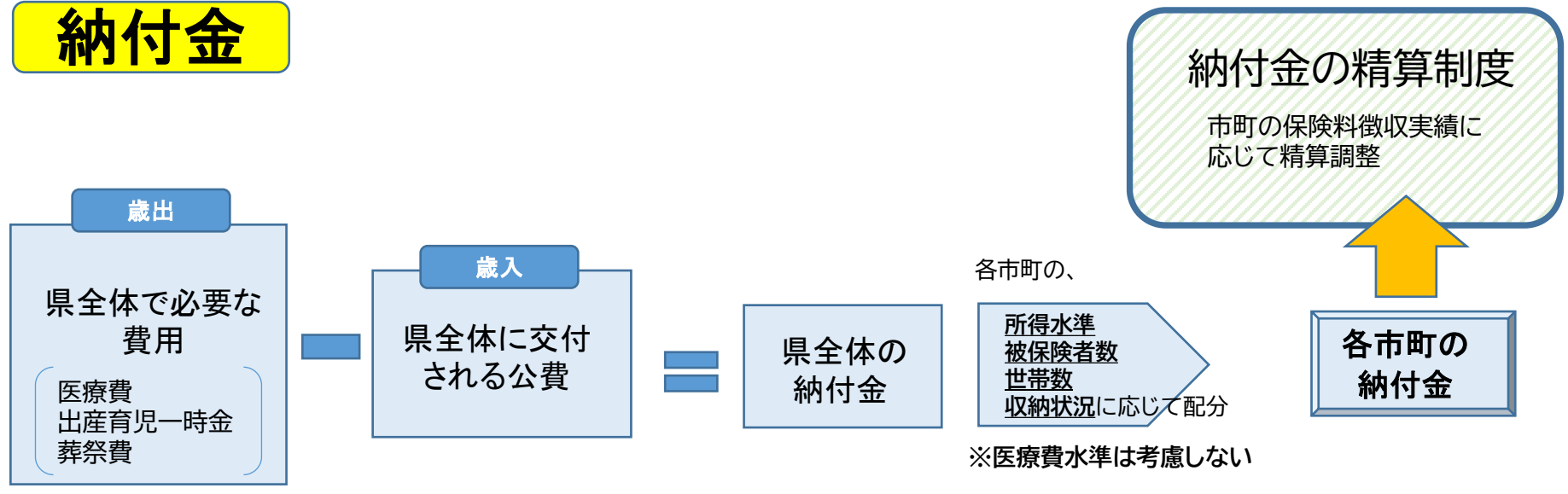
標準保険料の平準化に係る対策

- (1) 県財政安定化基金への計画的な積立 … 標準保険料の急増(↗)対策
- (2) 前期高齢者交付金の精算分等の取扱い … 標準保険料の減小(↘)対策



国保財政安定化にかかる対策

納付金



保険料

